

小 山 ク ラ ブ 規 約

令和1年10月

第1条 名称

本会は『小山クラブ』と称し、事務所を代表宅に置く。

第2条 目的

本会は、子供たちがサッカーをする事により、1年間の練習や試合を通して、心身の健全な育成と練磨を図り、集団での行動や、思いやり、チームワークを学ばせていく事を、目的としています。

第3条 構成

本会は、主に小山小学校及び近郊の小学生と年長（年中はコーチが認めた児童）の保護者と、当クラブの主旨・活動に賛同する人（運営委員）により、クラブを構成する。保護者の申し出により、いつでも退会できる。

第4条 組織

本会は、代表1名・会計1名・会計監査1名・監督1名・コーチスタッフ全員と代表が承認したスタッフである運営委員で構成される。運営委員は、小山クラブの運営に携わって頂ける方を選出する。任期は2年とし再任を妨げない。

但し、代表者が変更する場合は2月末日までに選出する事とする。代表は、立候補または推薦により選出し、その他の役員は代表の一任により決定する。

第5条 定期総会

総会は毎年一回、6月位に開催するものとし、クラブの児童の保護者及び、運営委員の参加のもとに行う。代表は、必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。総会における決議は、出席者の過半数賛成をもって決定するものとし、可否同数の場合は、議長（代表）がこれを決定する。本規約の変更や役員人事の変更は総会の決議による。

第6条 会計

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。会計報告は、6月の総会で報告する。本会の経費は、会費の徴収と寄付金をもって之に充てる。

第7条 運営

運営については、別途規則を定める。

第8条 付則

本規約は、令和1年10月23日より施行する。